
南種子町建築物耐震改修促進計画



令和8年2月現在

鹿児島県 南種子町

【 目 次 】

南種子町建築物耐震改修促進計画策定の背景と目的	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	4
3 本計画の対象区域、計画期間、対象建築物	5
4 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定について	9
第1章 上位計画・関連計画の概要	13
1-1 国の基本方針	13
1-2 鹿児島県建築物耐震改修促進計画	14
1-3 第六次南種子町長期振興計画	15
1-4 南種子町地域防災計画	16
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	17
2-1 想定される地震の規模、被害の状況	17
2-2 南種子町内の耐震化の現状	26
2-3 耐震改修等の目標の設定	28
2-4 町有建築物の耐震化の促進	31
第3章 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項	32
3-1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取組方針	32
3-2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	32
3-3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	32
3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	33
3-5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	35
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	36
4-1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	36
4-2 相談体制の整備・積極的な情報提供	36
4-3 町民への啓発及び情報提供	37
4-4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策	38
4-5 自治会等との連携に関する事項	38
4-6 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用に関する事項	39
4-7 木造住宅の耐震性能検証法に関する事項	39
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	40
5-1 鹿児島県との連携	40
5-2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	40
5-3 計画の検証	40
参考資料	41

南種子町建築物耐震改修促進計画策定の背景と目的

1 計画の目的

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法、以下「法」という。）が改正され（平成 18 年 1 月施行）、各公共団体において計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」を策定することとなりました。都道府県には当該計画の策定が義務付けられ、鹿児島県では平成 19 年 7 月に「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」が策定されています。

鹿児島県下市町村については、県計画を踏まえ、市町村耐震改修促進計画を策定するものとされたことから、南種子町（以下、「本町」という。）では平成 23 年 2 月に「**南種子町建築物耐震改修促進計画**」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画を受け、いつ発生するかわからない大規模な地震に対し、住宅や建築物の耐震化を迅速に促進することで町民の生命や財産を守ることを目的としており、具体的な耐震化の目標を定め、目標達成に向けた施策の展開に取り組んできました。

その後、法は平成 25 年に大規模建築物の耐震診断義務化などの法改正が行われ、令和 7 年には国の基本方針が更新されました。鹿児島県においては、これを受けて令和 7 年度中に「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」の改定を行う予定となっています。

こうした国や県の動向に加え、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、住宅の耐震化が生命を守る最優先課題であることが再認識されました。

これら最新の知見や教訓及び本町における耐震化の進捗状況等を反映し、耐震化の目標を再設定するとともに、施策をより一層推進するため、本計画の改定を行うものです。

【用語説明】

※耐震診断：地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。

※耐震改修：新耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、基礎や柱・はり・筋交いの補強など、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備を行うこと。

【地震被害と法改正の経緯】

阪神・淡路大震災(平成7年1月発生)では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が、住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

我が国において、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況です。

住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

住宅や建築物の耐震化は、国家的な緊急課題に位置付けられています

■国(平成17年3月 中央防災会議)

東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略

—減災目標—

今後10年間に死者数及び経済被害額を被害想定から半減

■国(平成17年9月 中央防災会議)

建築物の耐震化緊急対策方針

—緊急対策の方針—

(住宅や建築物の耐震化について)社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施する

■耐震改修促進法の改正(平成17年11月)

- ・計画的な耐震化の推進(国:基本方針作成、地方公共団体:耐震改修促進計画作成※)
- ・建築物に対する指導の強化
- ・耐震化に係る支援措置の拡充

※「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」は平成19年7月に作成

国は基本方針を、県は「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」を作成しています

南種子町建築物耐震改修促進計画の策定(平成23年2月)

南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実。

南海トラフの巨大地震の被害想定(平成24年8月 内閣府)

建物被害約94万~240万棟、死者数3~32万人

建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

■耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月）

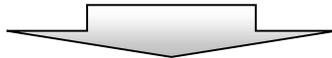
- ・耐震診断の義務化・診断結果の公表
- ・建築物の耐震化の円滑な促進のための措置
- ・支援措置の拡充

※「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」は平成 29 年 12 月に改定



■法改正に伴う国の基本方針の見直し

- ①住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標
⇒令和 2 年までに少なくとも 95%、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消
- ②法改正の施行後、できるだけ速やかな都道府県耐震改修促進計画の改定等



平成 30 年 6 月 18 日 大阪北部地震が発生
通学路等におけるブロック塀等の安全確保対策を推進



■改正政令施行（平成 31 年 1 月）

- ・要安全確認計画記載建築物対象の追加

※「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」は令和 5 年 3 月に改定



■住宅・建築物の耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえた国の基本方針の見直し（令和 7 年 7 月）

- ①目標の見直し
 - ◇住宅に関する目標
 - ・令和 17 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消
 - ◇建築物に関する目標※令和 6 年 11 月建築物事故・災害対策本部において報告
 - ・要緊急安全確認※大規模建築物について令和 12 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消
 - ※不特定多数の者が利用する大規模建築物等（病院、店舗、旅館、学校等）
- ②取組内容の充実
 - ◇住宅に関する取組
 - ・利息の返済を不要とする高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用
 - ・省エネ改修等と合わせた耐震改修の促進
 - ・新耐震基準導入以降の木造建築物の耐震性能検証の普及促進
 - ◇建築物に関する取組
 - ・地方公共団体が指定する診断義務付け建築物に関する目標設定
 - ・避難路沿道建築物の耐震化状況の可視化（マップの作成）

2 計画の位置づけ

本計画は、「国の基本方針」、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」、「南種子町長期振興計画」及び「南種子町地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、南種子町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定します。

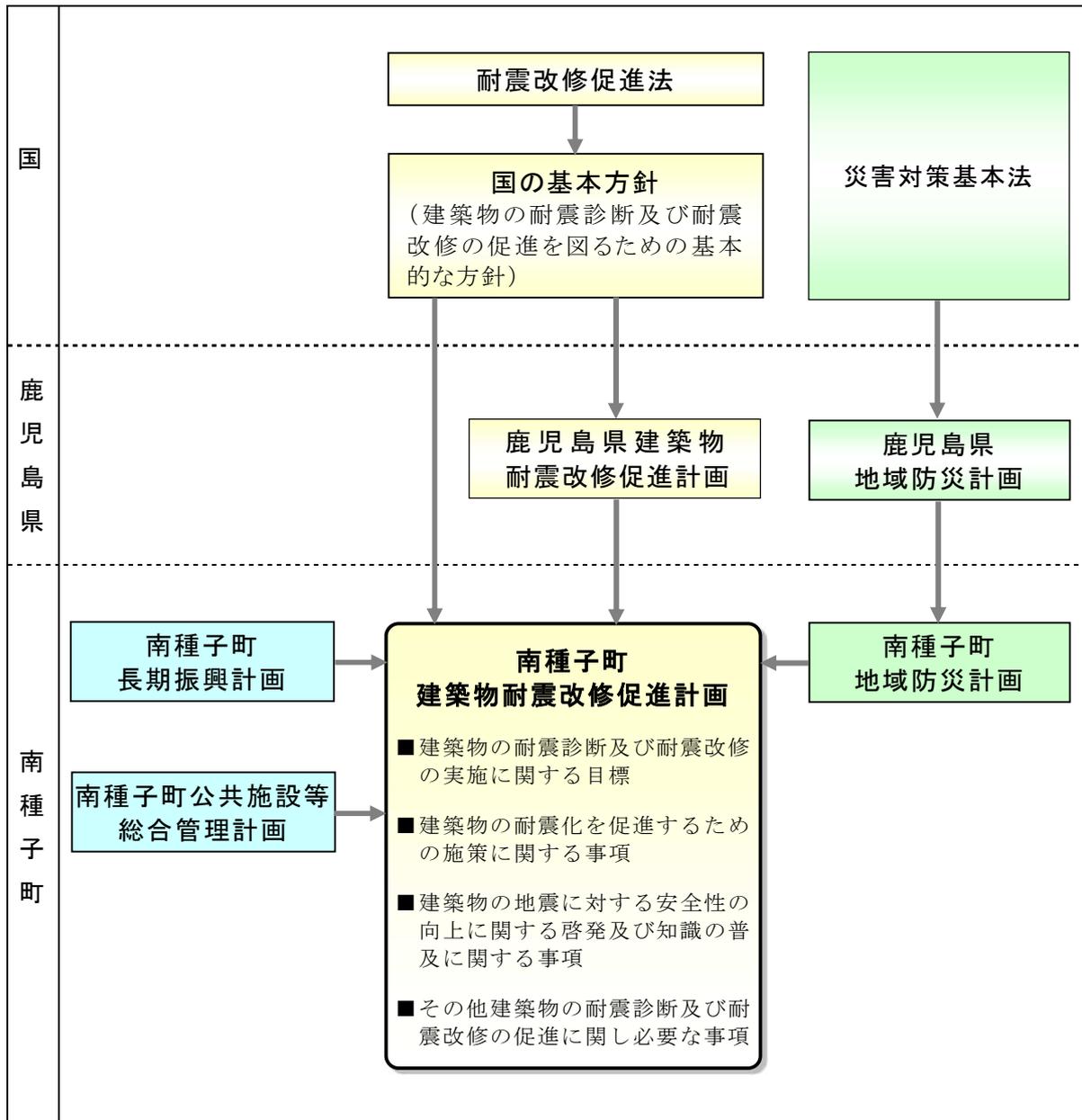


図 南種子町建築物耐震改修促進計画の位置づけ

3 本計画の対象区域、計画期間、対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、**南種子町全域**とします。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画に合わせ**令和 17 年度**までとします。
 なお、計画の達成のため、必要に応じた見直しを行います。

(3) 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、**住宅**及び**特定既存耐震不適格建築物**を含む下表に示す建築物とします。

本計画では、特に住宅及び特定既存耐震不適格建築物について、具体的な耐震化の目標や目標達成のために必要な施策等を定めます。

表 対象建築物

対象建築物	耐震改修促進法	
住 宅 ・木造、RC等の構造は問わず、すべての住宅	—	
要緊急安全確認大規模建築物 ・法附則第3条第1項に示される建築物で、既存耐震不適格建築物のうち、政令で定める規模以上のもの	法附則第3条第1項	
要安全確認計画記載建築物 ・法第7条により耐震診断を義務付ける建築物で、法第5条第3項第1号の規定による、次の1)、2)に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物として県促進計画に示された建築物 1) 災害時に災害対策の拠点となる庁舎 2) 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物	法第5条3項第1号 法第7条	
特定既存耐震不適格建築物	①多数の者が利用する建築物 ・幼稚園等(2階以上かつ500㎡以上) ・小学校、中学校、福祉施設等(2階以上かつ1,000㎡以上) ・その他学校、病院、集会場、図書館、ホテル、百貨店、賃貸共同住宅等(3階以上かつ1,000㎡以上) ・体育館(1階以上かつ1,000㎡以上)	法第14条1号
	②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ・火薬類、石油類、毒物、劇物等(10トン以上など)	法第14条2号
	③県又は南種子町の耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する通行障害建築物(以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物」という。) ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	法第14条3号

【要件】

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下のとおりとします。

表 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件（法第14条第1号、附則第3条）

法 ※1	政令 第6条 第2項	用 途		特定既存耐震不 適格建築物の 規模要件 (法第14条)	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 (法附則第3条)	
第 14 条 第 1 号	第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設					
	第3号	学校	第2号以外の学校		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		卸売市場				
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗				
		ホテル、旅館				
		賃貸住宅※2（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
		事務所				
		博物館、美術館、図書館				
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの						
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上		

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づける。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとします。

表 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件
(法第 14 条第 2 号、附則第 3 条)

法※ 1	政令 第 7 条	危険物の種類		特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第 14 条)	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 (法附則第 3 条)
第 14 条第 2 号	第 1 号	火 薬 類	火薬、火薬を使用した火工品	10 トン	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
			爆薬、爆薬を使用した火工品	5 トン	
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個	
			銃用雷管	500 万個	
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個	
			導爆線又は導火線	500 キロメートル	
	第 2 号		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
	第 3 号		危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性个体類	30 トン	
	第 4 号		危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル	
	第 5 号		マッチ	300 マッチトン※ ²	
第 6 号		可燃性ガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)	2 万立方メートル		
第 7 号		圧縮ガス	20 万立方メートル		
第 8 号		液化ガス	2,000 トン		
第 9 号		毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20 トン		
第 10 号		毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200 トン		

※ 1 耐震改修促進法

※ 2 マッチトンはマッチの計量単位。

1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物は、下記の「地震時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物」で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6m）を加えたものを超える建築物とします。

■地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物の規模

(法第 14 条第 3 項)

● 県が指定する緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、「鹿児島県地域防災計画」において第 1 次、第 2 次緊急輸送道路が指定されています。（「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」においても、大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線として同路線が指定されています。）

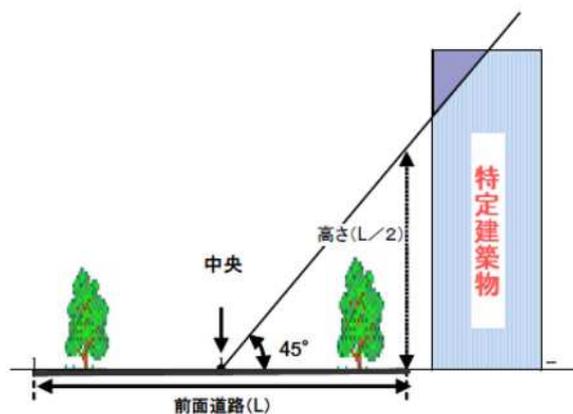
● 町が指定する緊急輸送道路

地震発生時において、県指定の第 1 次、第 2 次緊急輸送道路を補完するとともに、避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図る緊急輸送道路等について、地震発生時に通行を確保すべき道路として**本計画で位置づけます。**

■地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物の規模

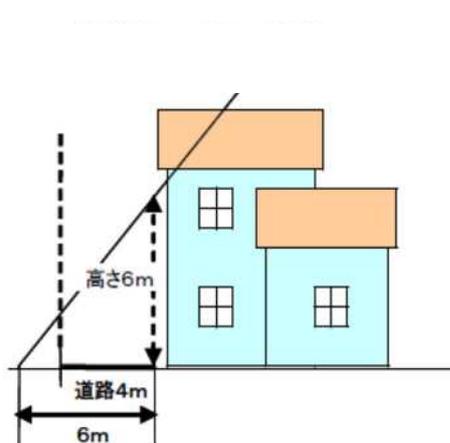
○道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2。



○道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m。

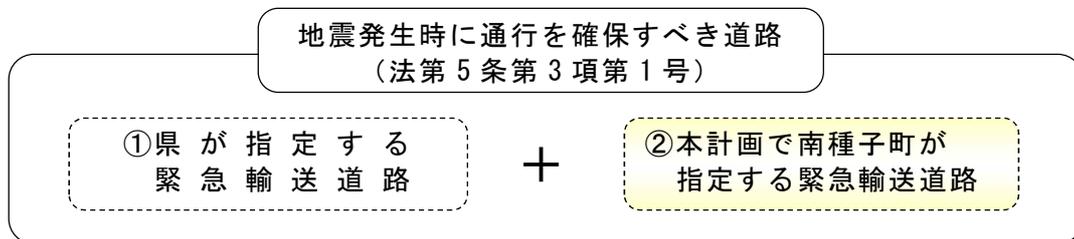


(出典：国土交通省ホームページ)

図 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物

4 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定について

地震発生時に通行を確保すべき道路として、県が指定する緊急輸送道路の他に、本計画において南種子町が指定する緊急輸送道路を設定します。



(1) 県が指定する緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、「鹿児島県地域防災計画」において第1次、第2次緊急輸送道路が指定されています。（「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」においても、大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線として同路線が指定されています。）

■ 第1次緊急輸送道路（———）

地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、県庁、県出先機関、地方生活圏中心都市の役場、空港、港湾と接続する。

■ 第2次緊急輸送道路（———）

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給の確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、国土交通省、公団等の出先機関、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、自衛隊機地、消防署・消防本部、警察署、総合病院等と接続する。



資料：鹿児島県地域防災計画

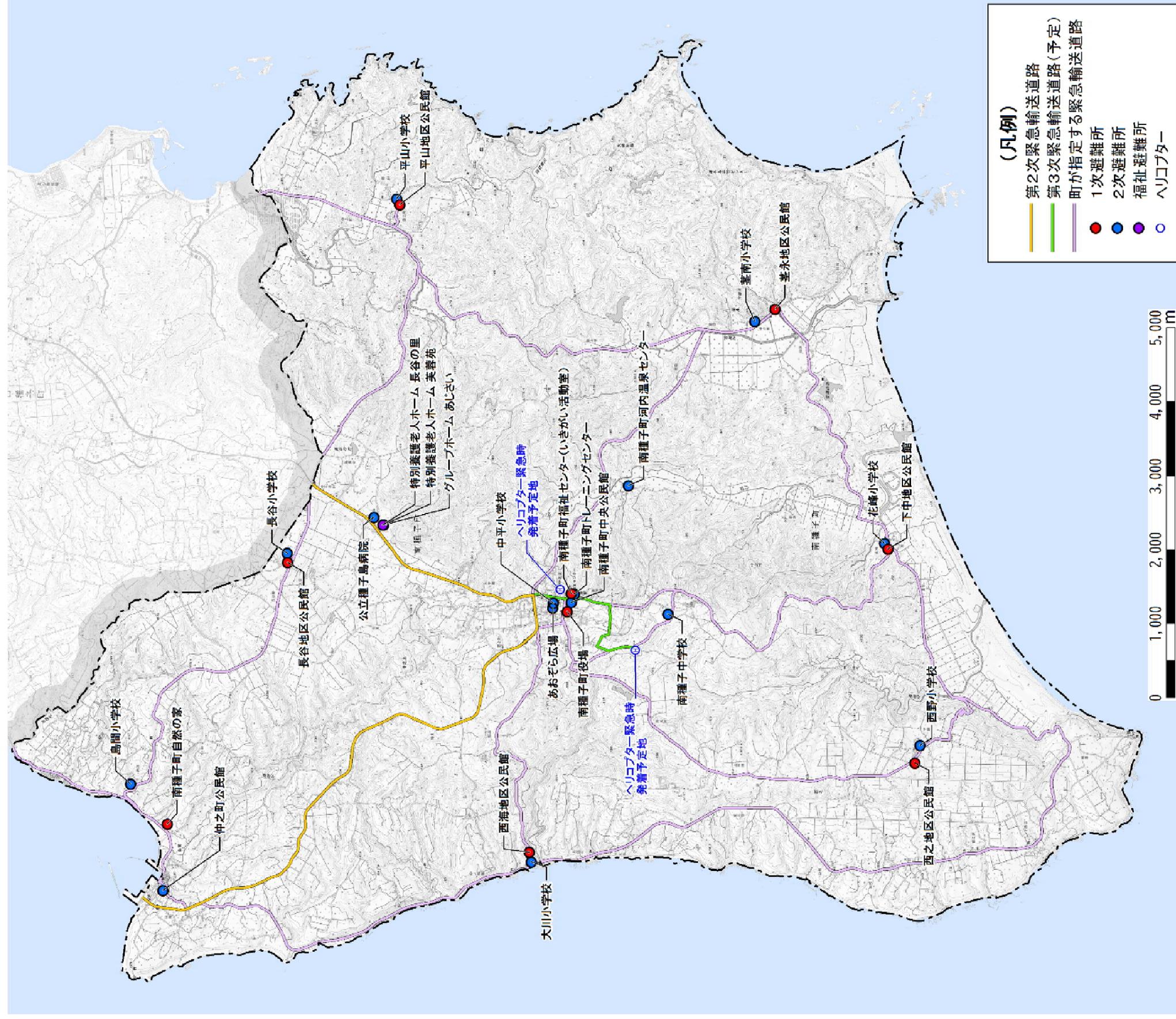
(2) 町が指定する緊急輸送道路

地震発生時において、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに、避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図る緊急輸送道路等について、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。

指定にあたっては、町の地域防災計画で位置づけられた避難経路を考慮し、以下の点に配慮して設定します。

- 1) 「南種子町防災計画」における避難所、病院、消防署、ヘリコプター発着場等をプロットし検討する。
- 2) 避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図るべき路線として、物資の輸送及び消火・救急等の車両が円滑に移動できる路線を選定する。
- 3) 災害時の状況を考慮し、幅員の広い道路を優先し選定する。

地震発生時に通行を確保すべき道路



第1章 上位計画・関連計画の概要

1-1 国の基本方針（令和7年7月）

法第4条に基づき、国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要は以下のとおりです。

■国土交通大臣による基本方針の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 所有者の意識改革：住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物の拠点機能：公共建築物については、災害時の機能確保の観点だけでなく、防災拠点の観点からも強力に耐震化を促進。
- 能登半島地震の教訓：令和6年能登半島地震において耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊した被害を踏まえ、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくないという認識を改めてもつこと。
- 非構造部材等の対策：ブロック塀の倒壊防止に加え、昭和56年から平成12年5月までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅の目標：令和17年までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。
- 特定建築物の目標：要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物（避難路沿道等）については早期に、耐震性が不十分なものを概ね解消することを目指す。
- 解消の現状：全国の住宅の耐震化は令和5年時点で約90%と推計されている。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 技術指針の遵守：既存建築物の実態に応じた「技術指針事項」に基づき、適切な耐震診断・改修を行う。
- 敷地と塀の評価：建築物本体だけでなく、高さ2m超の擁壁等の敷地の安全性、および建物に附属するブロック塀等の一体性・転倒防止に関する基準への適合性を確認する。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- マップの活用：「地震防災マップ」に加え、緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化状況を可視化した「避難路沿道耐震化状況マップ」を作成・活用し、メディア等を通じて知識の普及を図る。
- 相談体制の充実：悪質なリフォーム詐欺への不安に対応するため、建築士・事業者情報の提供や、費用判断の参考となる事例集の活用、個別事情に応じた助言を行う窓口を設置する。

5 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 他部局・他機関との連携：道路、防災、福祉、教育委員会等の関係部局に加え、都道府県との協議会設置等を通じて広域的な整合を図る。
- 緊急輸送道路の重点化：災害時の拠点施設（避難所、病院等）を連絡する道路を、沿道建築物の耐震化が必要な道路として指定する。
- 整備プログラムの公表：庁舎、病院、学校等の公共建築物については、耐震診断結果のリストを公表し、具体的な整備プログラムを策定して計画的に取り組む。
- 費用負担の軽減：高齢者の自己資金調達の問題を踏まえ、助成制度の整備、耐震改修促進税制、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及に努める。

1-2 鹿児島県建築物耐震改修促進計画（令和8年3月）

県では、国の基本方針に基づいて、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」を策定しています。県全体の耐震化の現状と目標は以下のとおりです。

（1）耐震化の現状と目標（県計画より）

県全体の耐震化の現状と目標は以下のとおりです。

① 住宅の耐震化率

区 分	令和5年 耐震化率（推計）	令和17年 目 標
住 宅	87%	概ね解消
木造戸建て住宅	82%	
共同住宅その他の住宅	96%	

※令和5年住宅・土地統計調査をもとに推計

② 多数の者が利用する建築物の耐震化率

種 別	令和5年 耐震化率	令和17年 目 標
多数の者が利用する建築物	92%	概ね解消
県有建築物	98%	
市町村有建築物	98%	
民間建築物	88%	

種 別	令和5年 耐震化率	令和12年 目 標
耐震診断義務付け対象建築物		概ね解消
要緊急安全確認大規模建築物	88%	
要安全確認計画記載建築物	82%	

- 1) 県が所有する公共建築物（以下「県有建築物」という。）の耐震化については、積極的に取り組むこととし、特に、被害情報収集や災害対策指示を行う庁舎、避難場所等として活用する学校、災害による負傷者の治療を行う病院等の防災拠点建築物については、優先的に耐震化を図る。
- 2) 市町村が所有する建築物については、各市町村において独自の目標を設定し、耐震改修を図るように努める。

（2）目標の達成状況の確認

本計画は、10年間を見据えた長期のものであることから、5年目に進捗状況の点検を行い、早期・短期段階の達成状況を確認するとともに、中期・長期段階の目標の見直しを行う等、進行管理を行う。

1-3 第六次南種子町長期振興計画

第六次長期振興計画は、令和11年を目標年次とし、以下の基本理念を掲げ、各種施策を展開しています。

～ 基本理念 ～

- 【安心・安全】互いに支え合い、安心・安全な暮らしを充実します。
- 【活力】培った地域の活力から、更なる魅力を創造します。
- 【共生】人と地域が活躍する、共生・協働のまちづくりを進めます。
- 【行財政】効果的・効率的な行財政運営を推進します。

－ 将来像 －

みんなであつろう

夢・希望・感動あふれるまち みなみたね

(耐震改修に係わる施策を抜粋)

第3章 政策展開の基本方針

4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり(社会基盤)

自然災害から町民の生命や財産を守り、被害を軽減するため、防災体制の充実に努めます。

公営住宅整備については、改修・改善及び建て替えに努めます。

第3編 基本計画

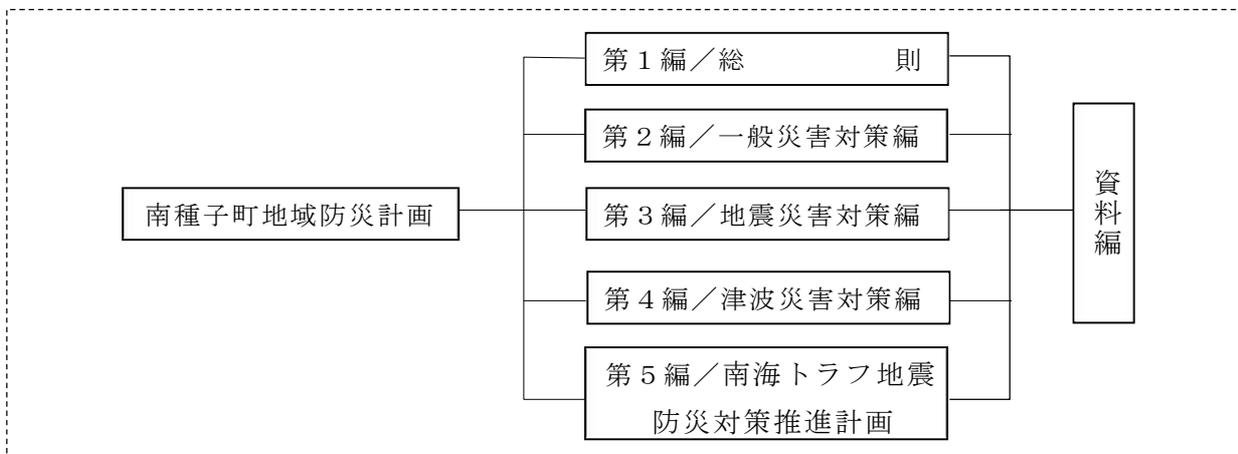
政策4 社会基盤 安全性と利便性の質を高めるまちづくり

施策1	めざす姿	施策の方向性
災害に強い 防災基盤の整備	災害に強い防災基盤の整備により、町民が安心して暮らしている	(1)防災体制の充実 ◆山崩れ・がけ崩れ・地すべり・河川等の災害の未然防止を図るため、災害情報収集等により、災害危険箇所の把握に努めます。 ◆災害発生時に対応できるよう各地域、各組織での防災訓練の充実、防災意識向上のためマップの整備などソフト事業の充実を図ります。

施策5	めざす姿	施策の方向性
住宅の整備	・ 少子高齢化に対応した住宅整備が促進されている ・ 景観等を配慮した居住性の高い住環境の整備が進められている	(1)公営住宅等の整備充実 ◆既に耐用年限を経過している住宅は、124戸(64.6%)となっており、すべての準平13が耐用年限を経過しています。この住宅の多くは、躯体14や設備の老朽化が著しく、安全性確保のためにも計画的な活用方策を定め、老朽住宅の解消に努めます。 (2)がけ地近接等危険住宅移転事業の推進 (3)宅地開発の適正指導の充実

1-4 南種子町地域防災計画（令和6年度）

南種子町地域防災計画の第3編地震災害対策編において、「建築物災害の防止対策の推進」として、以下のように整理されています。



（第3編 地震災害対策編 第3節 建築物災害の防止対策の推進より抜粋）

第3編 地震災害対策編

第3節 建築物災害の防止対策の推進

（耐震診断・耐震改修の促進等）

総務課 建設課 教育委員会

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

- 1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施
- 2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 住民等への意識啓発

- (1) 耐震診断の必要性の啓発
- (2) 専門家の協力による指導・啓発
- (3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全性の確保

- (1) 特殊建築物の定期検査の実施
- (2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 県建築物耐震改修促進計画で想定された地震の規模、被害の状況

県内の活断層には、活動度 A ($1 \leq S < 10S$ は断層の平均変位速度 $m/1,000$ 年) のものは存在せず、また地震活動と個別の活断層の関係についても確認されていないため、以下の資料から過去の地震被害及び近年の地震活動に基づく想定地震を設定しています。

〔 鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書 平成26年2月 〕
 想定される地震の規模と被害の状況は、下表の通りです。

表 想定される地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甌島列島東方沖 【甌断層帯(甌区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震:9.0 津波:9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

(注) 気象庁マグニチュード(M_J)とモーメントマグニチュード(M_w)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M_J)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

注) 活動度とは、活断層の程度をいい、過去の平均変位速度(s)で表し、1,000年間当たりの変位量を、1mと10cmを境に、A・B・Cの3ランクに区分する。

表 平均変位速度による活断層の活動度の分類

分類	第四紀の平均変位速度 S (単位: $m/1,000$ 年)		
	A	B	C
	$10 > S \geq 1$	$1 > S \geq 0.1$	$0.1 > S \geq 0.01$
変位地形	明瞭	明瞭	不明瞭

【用語説明】

※活断層→最近の地質時代(第四紀:約200万年前から現在)に繰り返し動き、将来も活動することが想定される断層。

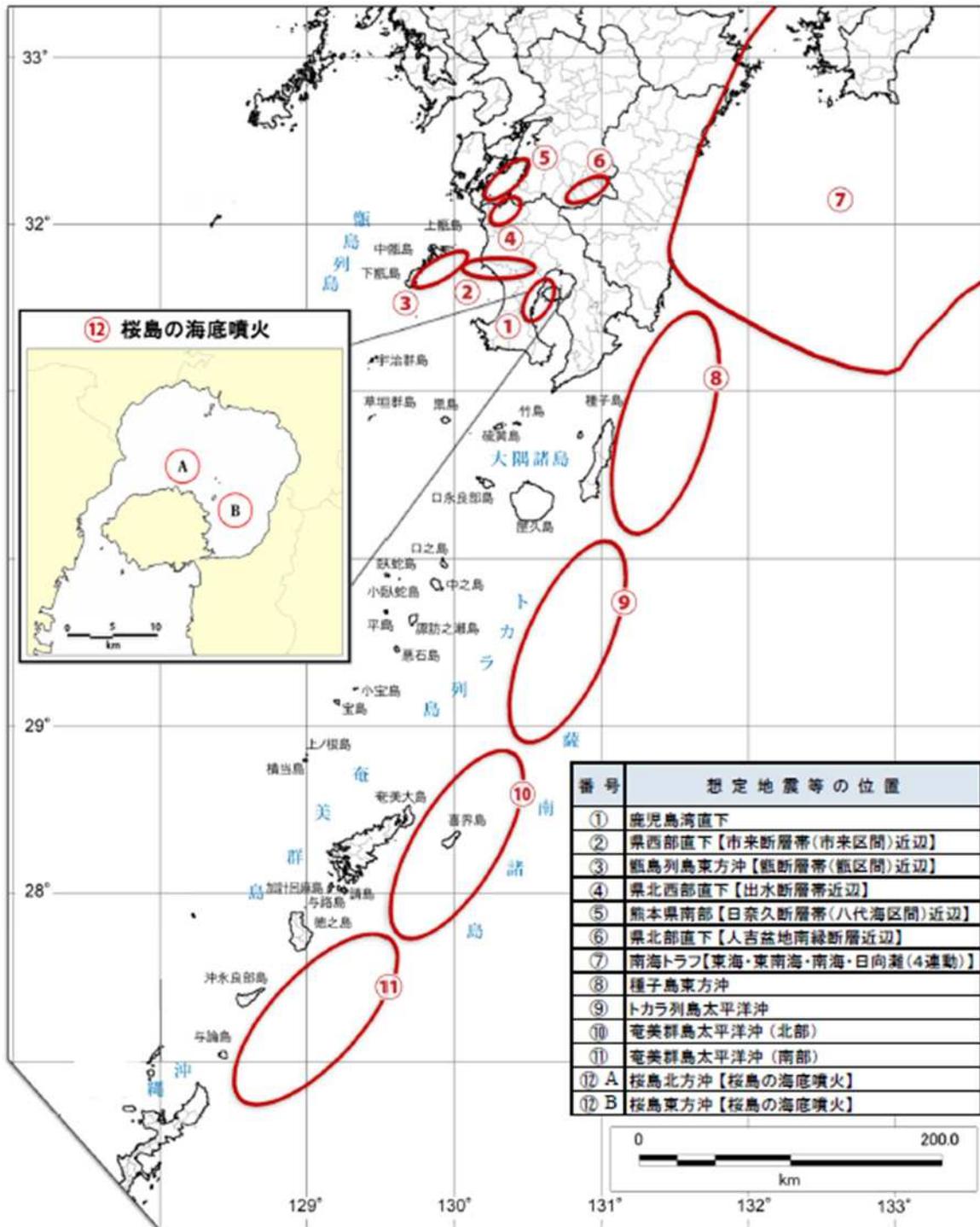


図 想定地震の位置図

資料：鹿児島県地域防災計画（資料編）（鹿児島県防災会議）

(2) 鹿児島県における過去の地震

県本土は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できません。

表 鹿児島県内の過去の主な地震の状況（1990年以降で被害があったものを整理）

発生日月日	震源・地震名等	地震の状況
(1994年) 平成6年2月13日	県北西部 M5.7	負傷者1、住家一部損壊4。
(1995年) 平成7年10月18日	奄美大島近海 M6.6	喜界島で震度5、負傷者1。津波あり。
(1995年) 平成7年10月19日	奄美大島近海 M6.5	喜界島で震度5。津波あり。
(1996年) 平成8年9月9日	種子島近海 M5.7	中種子町で負傷者1、住宅一部破損。
(1996年) 平成8年10月19日	日向灘沖 M6.6	鹿屋市新栄町で震度5弱。宮崎で被害。
(1996年) 平成8年12月3日	日向灘沖 M6.6	宮崎で被害。
(1997年) 平成9年3月26日	薩摩地方 M6.5	川内、阿久根、宮之城で震度5強。重軽傷37名。
(1997年) 平成9年5月13日	薩摩地方 M6.3	川内で震度6弱。重軽傷74名、全壊4棟。
(1998年) 平成10年12月16日	日向灘 M5.5	川内で震度5弱。重軽傷74名、全壊4棟。
(1999年) 平成11年1月24日	種子島近海 M6.2	鹿屋、田代、西之表、上屋久で震度4。
(2000年) 平成12年10月2日	奄美大島近海 M5.7	悪石島で震度5強。
(2001年) 平成13年10月9日	奄美大島近海 M6.0	住用村西仲間で震度5強。
(2002年) 平成14年7月15日	奄美大島近海 M5.4	名瀬市港町、喜界町滝川、名瀬市幸町で震度3。
(2004年) 平成16年7月22日	沖縄本島近海 M6.1	名瀬市港町、和泊町国頭で震度2。
(2005年) 平成17年5月31日	日向灘 M5.8	鹿児島市東郡元、鹿屋市新栄町、志布志町、加治木町、霧島市牧園町、錦江町で震度3。
(2005年) 平成17年12月4日	奄美大島近海 M6.1	鹿児島十島村、名瀬市港町、南種子町、上屋久町で震度3
(2017年) 平成29年7月11日	鹿児島湾 M5.3	鹿児島市喜入町で震度5強。負傷者1名、住家一部破損3棟。

資料：鹿児島県地域防災計画（資料編）（鹿児島県防災会議）、気象庁ホームページ

【用語説明】

※マグニチュード(M)：地震そのものの大きさを表す値で、揺れを感じた場所には関係しない。

※震度：その地点の揺れの強さを示す値で、同じ地震でも場所によって異なる。

(3) 南種子町における被害の想定

① 南種子町における地震規模の設定

大地震（マグニチュード(M) 6クラス）を発生させる活断層は、未だ確認されていないものが多く、大規模地震はどこで発生してもおかしくない状況です。

そこで、本計画では、内閣府が示している「全国どこでも起こりうる直下の地震(M6.9)」が南種子町直下で発生した場合と鹿児島県が示している「地震等災害被害予測調査(平成26年2月)」で想定されている「種子島東方沖を震源とした地震(Mw8.2)」が発生した場合を想定し、シミュレーションを行います。

今回、想定したマグニチュード(M)6.9は、最近発生した被害地震である兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)M7.3、新潟中越地震M6.8でしたので、これらの中間的な値となります。

【用語説明】

※マグニチュード(M)：地震そのものの大きさを表す値で、揺れを感じた場所には関係しない。

※震度：その地点の揺れの強さを示す値で、同じ地震でも場所によって異なる。

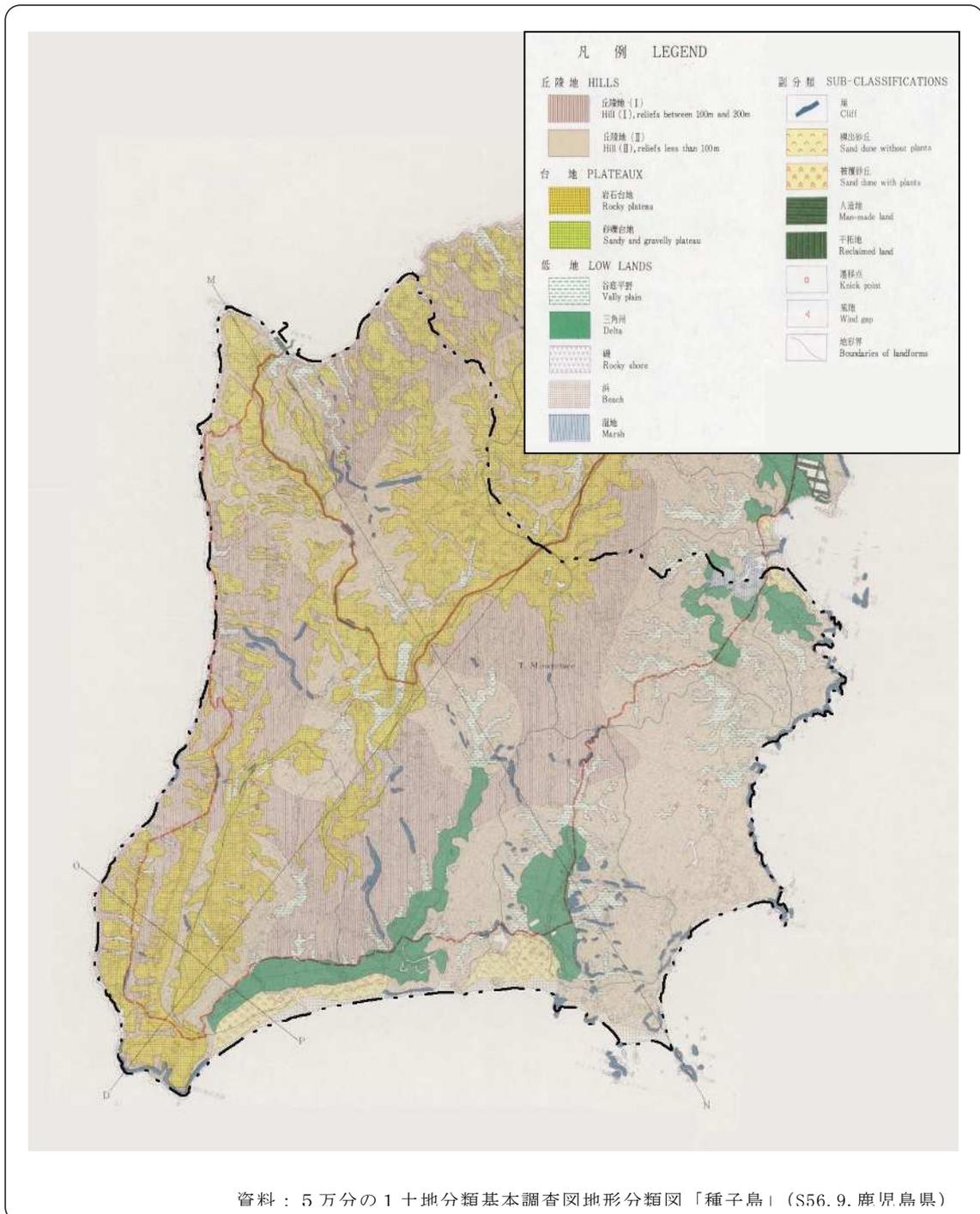
② 建物被害想定

1) 地形の概要

地震による建築物の被害の大きさは、地形・地質によって異なってきます。

種子島は基本的には、海岸段丘の島です。数段の平坦面とこれをとりまく急崖の組み合わせを基本地形とします。河川沿いには小規模の谷底平野が分布し、海岸には砂浜が分布しますが、台地端が海岸に迫っているため、砂丘の発達はよくありません。

また、種子島のほとんど全域にわたって広くローム層が分布しています。



資料：5万分の1十地分類基本調査図地形分類図「種子島」(S56.9.鹿児島県)

図 南種子町の地形分類

2) 震度予測結果（揺れやすさマップ）

南種子町では、「町直下の地震（M6.9）」が発生した場合、震度5強から震度6弱の揺れが予想されます。特に、河川沿いの谷底平野などで、より強い揺れが予想されます。

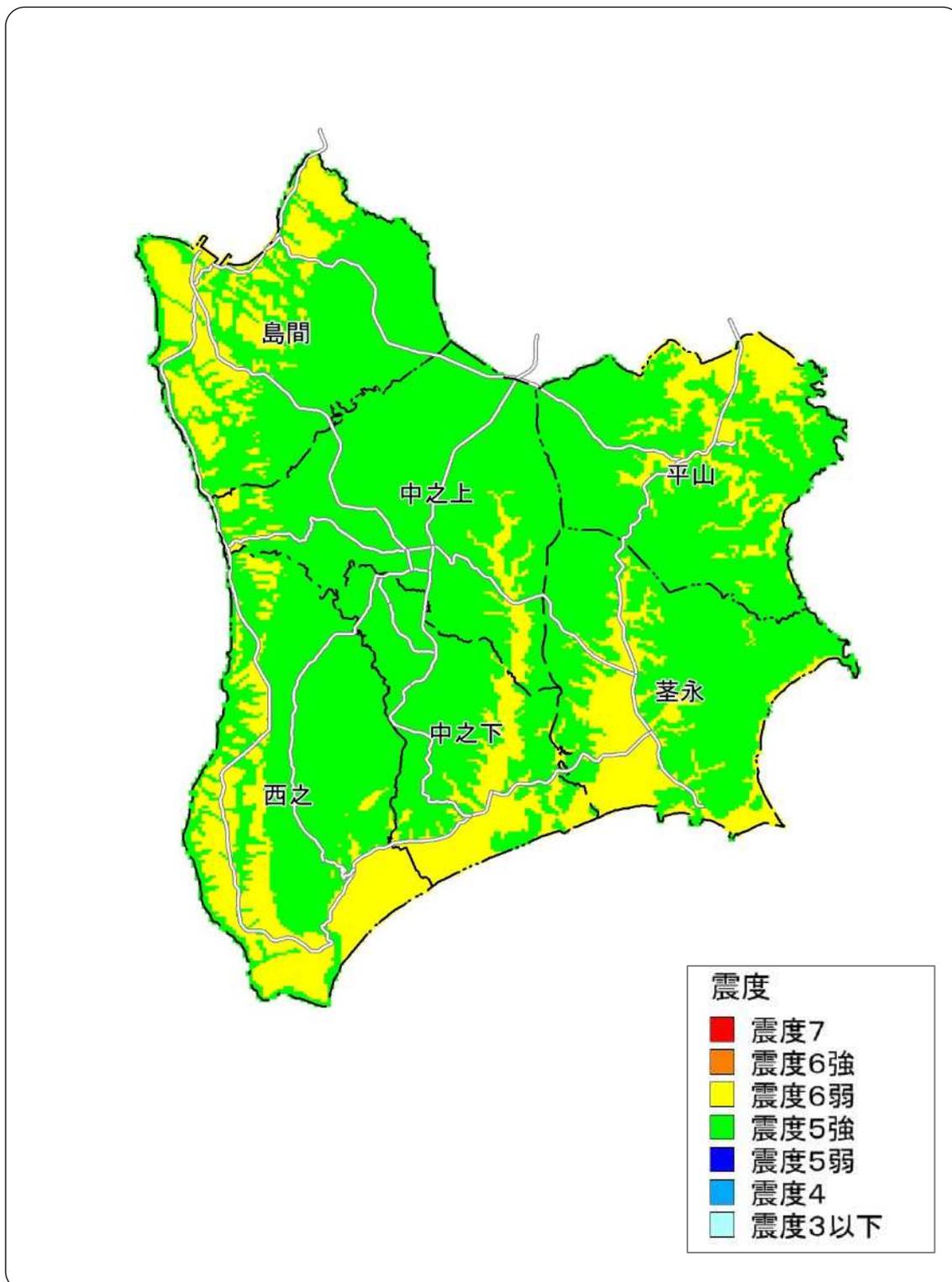


図 揺れやすさマップ（全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9））

南種子町では、「種子島東方沖を震源とした地震 (Mw8.1)」が発生した場合、震度5強から震度6弱の揺れが予想されます。特に、震源に近い町北部の河川沿いの谷底平野などで、より強い揺れが予想されます。

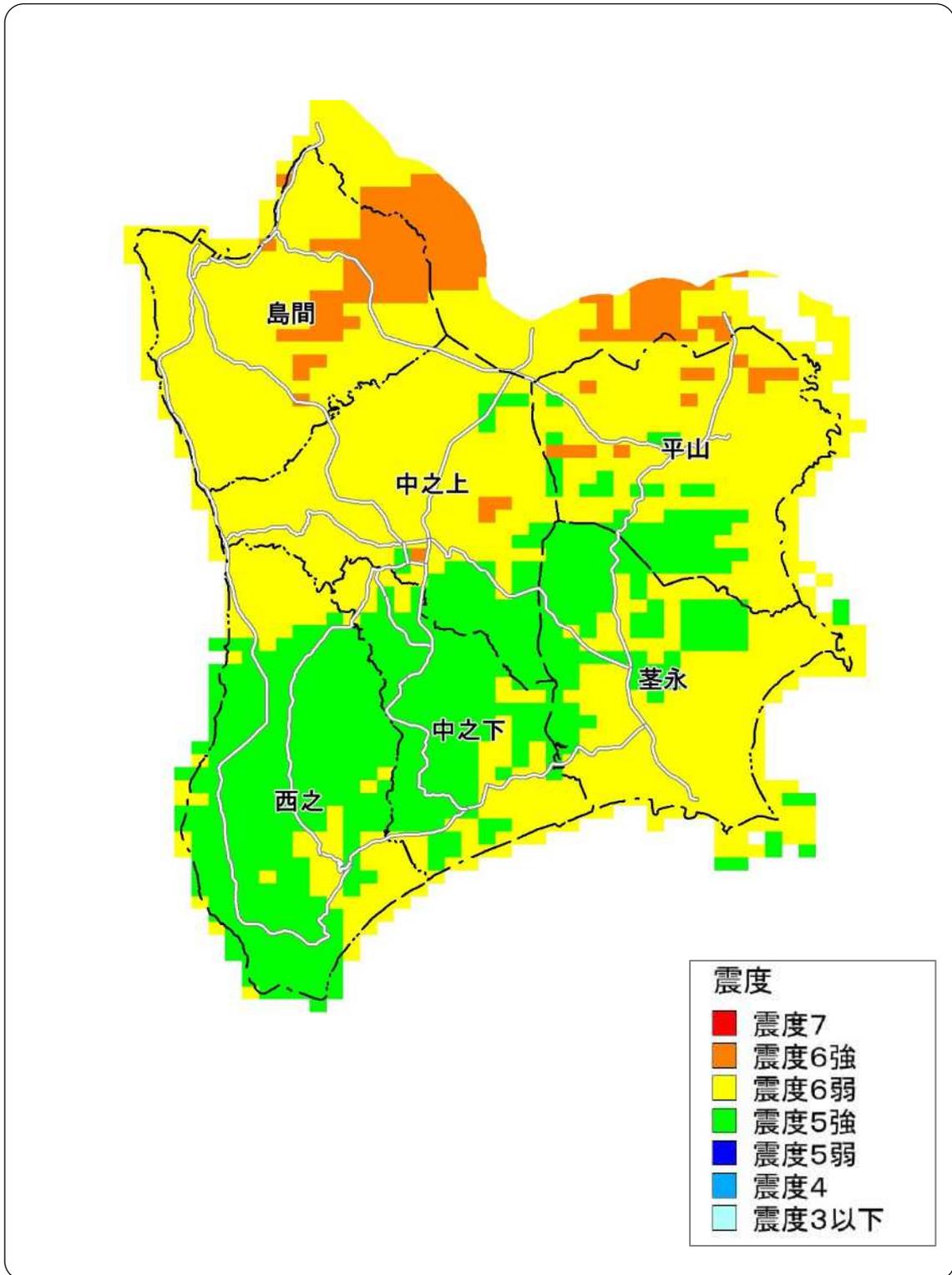


図 揺れやすさマップ (種子島東方沖を震源とした地震 (Mw8.1))

3) 地域危険度（建物全壊率）予測結果

震度予測結果（揺れやすさ）と建物の構造・建築年の関係から想定される地域危険度（建物全壊率）を推定しました。

老朽建物が多く、かつ揺れの大きい地域で地域危険度は大きくなっています。これは地域の建物のうち昭和56年以前の建物（旧耐震基準の建物）の占める割合と、揺れの大きさが影響しています。

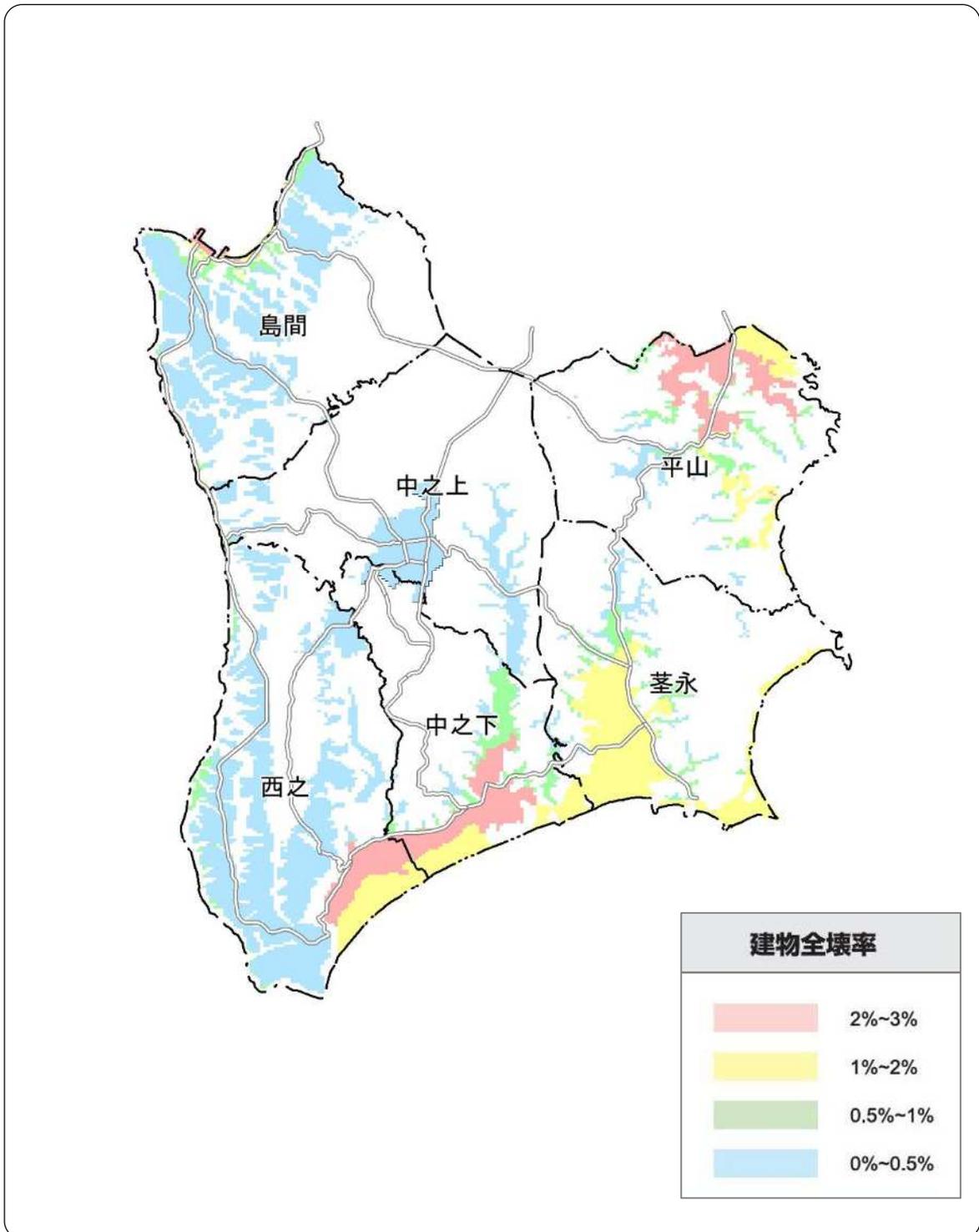


図 危険度マップ

③ 全壊・全半壊棟数の被害想定

建築物の全壊・半壊棟数の被害想定を過去に全国で発生した大規模地震による被害状況より概算で推計した結果、全壊棟数が 67 棟、半壊棟数が 338 棟となり、全半壊棟数を合わせると 405 棟と推定されます。

表 町直下の地震による全壊・半壊棟数（概算）（単位：棟）

地域	全壊棟数			半壊棟数			全半壊棟数		
	木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計
平山	5 (1.6%)	2 (0.6%)	7 (2.3%)	24 (7.8%)	7 (2.3%)	31 (10.0%)	29 (9.4%)	9 (2.9%)	38 (12.2%)
荃永	5 (1.4%)	2 (0.6%)	7 (2.0%)	26 (7.5%)	7 (1.9%)	33 (9.6%)	31 (9.0%)	9 (2.6%)	40 (11.6%)
中之下	5 (1.7%)	1 (0.3%)	6 (2.2%)	25 (9.1%)	4 (1.4%)	29 (10.5%)	30 (10.9%)	5 (1.8%)	35 (12.7%)
西之	14 (2.2%)	3 (0.5%)	17 (2.7%)	68 (10.9%)	11 (1.7%)	79 (12.7%)	82 (13.2%)	14 (2.3%)	96 (15.5%)
島間	12 (2.9%)	2 (0.6%)	14 (3.4%)	55 (13.4%)	34 (8.2%)	89 (21.8%)	67 (16.4%)	36 (8.8%)	103 (25.2%)
中之上	12 (1.1%)	4 (0.4%)	16 (1.5%)	63 (5.9%)	14 (1.3%)	77 (7.2%)	75 (7.0%)	18 (1.7%)	93 (8.7%)
合計	53 (1.8%)	14 (0.5%)	67 (2.2%)	261 (8.6%)	77 (2.5%)	338 (11.2%)	314 (10.4%)	91 (3.0%)	405 (13.4%)

注 1) 建築物の倒壊率および倒壊棟数は、固定資産課税台帳 (R7. 1) を基に算出。

注 2) 阪神・淡路大震災における西宮市・鳥取県西部地震における鳥取市、芸予地震における呉市の計測震度と全壊率・全半壊率との関係より算出。

④ 建物被害による人的被害の想定

建物倒壊による死者・重傷者・負傷者数の想定を過去に全国で発生した大規模地震による被害状況より概算で推計した結果、昼間・夜間ともに建物倒壊による負傷者数は 34 名、重傷者数は 4 名、死者数は 3 名と推定されます。

また、木造建物での人的被害が大きい結果となっています。

表 建物倒壊による死者・重傷者・負傷者数（概算）（単位：人）

	木造		非木造		合計	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
負傷者数	29	29	5	5	34	34
重傷者数	3	3	1	1	4	4
死者数	3	3	0	0	3	3

注 1) 建物倒壊による負傷者数・重傷者数は、阪神・淡路大震災時における建物被害率と負傷者率との関係を用いた大阪府（平成 9 年）の手法により算出。

注 2) 想定地震による死者数は、300 人以上の死者が発生した最近の 5 地震（鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、阪神・淡路大震災）の被害事例から求められた、全壊棟数と死者数との関係を用いて算出。

2-2 南種子町内の耐震化の現状

建築基準法及び建築基準法施行令は、昭和 56 年 6 月に大きく改正（新耐震基準）され、この基準により建築された建築物（以下「新耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても被害が少なく、概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多くなっています。

そこで、町内の建築物について、建築年により耐震性の有無を整理し、既に耐震診断済みのものについては、その結果を考慮しながら、本町の耐震化の現状を整理します。

(1) 住宅の耐震化の現状

本町の住宅のうち、耐震性のある木造住宅は 85%、非木造住宅は 87%となっており、全体として 86%の耐震化率と推定されます。

分類	総数	新耐震建築物 (S57以降) 耐震性あり ①	旧耐震建築物 (S56以前)		耐震性の ある建築物 ①+②	耐震化率
			耐震性あり ②	耐震性なし		
木造	2,054	1,419	328	307	1,747	85%
非木造	2,098	1,512	303	283	1,815	87%
計	4,152	2,931	1,221		3,562	86%

資料：固定資産税課税台帳（令和 7 年 1 月）より集計（住宅の用途のみ抽出）
 ※旧耐震建築物のうち「耐震性あり」の数値は、国が算出した推計値（令和 5 年時点における昭和 56 年以前に建築された住宅のうち 51.7%は耐震性を有する）を用いている。（出典：国土交通省ホームページ 住宅・建築物の耐震化の状況について）

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の現状

平成 25 年の法改正により、緊急安全確認大規模建築物（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定める建築物）の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を平成 27 年 12 月末までに所管行政庁（鹿児島県）に報告することが義務付けられました。なお、報告された結果は、平成 29 年 7 月から、県のホームページにおいて公表されています。

本町では、附則第 3 条第 1 項で定められている要緊急安全大規模建築物に該当する建築物はありません。

(3) 要安全確認計画記載建築物の現状

平成 25 年の法改正により、要安全確認計画記載建築物の所有者は、法第 7 条により当該建築物の耐震診断を行い、その結果を所管行政庁（鹿児島県）に報告することが義務付けられています。県促進計画において、耐震診断結果の報告期限は、令和 2 年 3 月 31 日と定められています。

要安全確認計画記載建築物は、法第 5 条第 3 項第 1 号の規定による、次の 1), 2) に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物が県促進計画に示されています。

- 1) 災害時に災害対策の拠点となる庁舎
- 2) 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が 1,000 m²以上の建築物

本町では、要安全確認計画記載建築物に該当する建築物はありません。

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本町の耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定する「多数のものが利用する建築物」の耐震化率は、公共及び民間建築物ともに平成 22 時点で 100%となっています。

(5) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

本町の耐震改修促進法第 6 条第 2 号に規定する「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の耐震化率は、平成 22 年時点で 100%となっています。

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状

本町の耐震改修促進法第 6 条第 3 号に規定する「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物の耐震化の現状は、下表の通りです。

県指定の第 1 次・2 次の緊急輸送道路沿道の建物の耐震化率は 75%、町指定の緊急輸送道路沿道の建物の耐震化率は 49%であり、全体で 53%の耐震化率となっています。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化率の現状

(単位：棟)

	総数	新耐震建築物 (S57以降) 耐震性あり ①	旧耐震建築物 (S56以前)		耐震性 のある 建築物 ①+②	耐震化率
			耐震性あり ②	耐震性なし		
県指定(第1次・2次) 緊急輸送道路沿道	8	6	0	2	6	75%
町指定 緊急輸送道路沿道	37	17	1	19	18	49%
合 計	45	23	1	21	24	53%
			22			

資料：固定資産税課税台帳（令和 7 年 1 月）より集計

※鹿児島県では、令和 7 年 2 月現在、「第 3 次緊急輸送道路」の指定を検討中であり、上表には反映されておりません。

【用語説明】

※**新耐震基準**：現在の耐震基準は、昭和 56 年の建築基準法改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。

※**耐震化**：耐震改修や建築物の建替等によって、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

※**耐震化率**：全建築物の中で、耐震性がある建築物の割合をいう。

2-3 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅の目標

住宅については、令和17年度に新耐震基準に適合する住宅の割合を100%（耐震性が不十分な住宅を概ね解消）とすることを目標として、住宅の耐震改修の促進に取り組めます。

表 住宅の目標

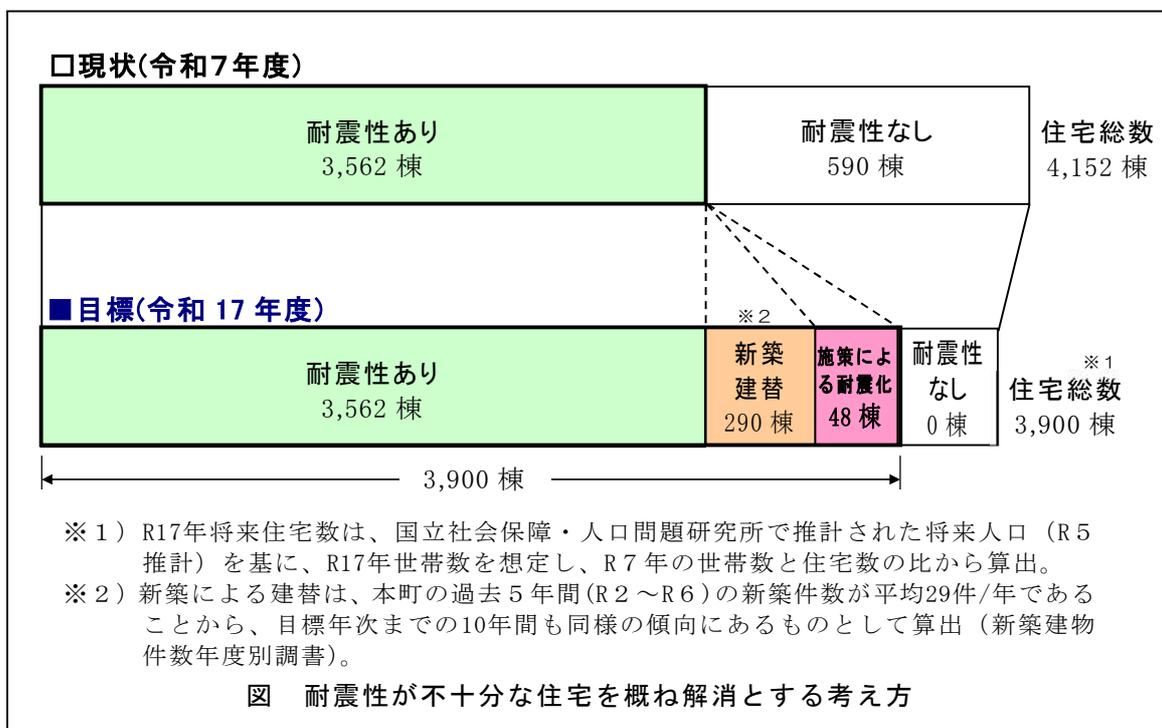
◇現状(令和7年度) (単位：棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木造	2,054	1,747	307	85%
非木造	2,098	1,815	283	87%
計	4,152	3,562	590	86%

約48棟を施策による耐震化
(約4.8棟/年)

◆目標(令和17年度) (単位：棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震性が不十分な住宅
木造	1,930	1,930	0	概ね解消
非木造	1,970	1,970	0	概ね解消
計	3,900	3,900	0	概ね解消



(2) 要緊急安全確認大規模建築物の目標

本町においては、該当無し

(3) 要安全確認計画記載建築物の目標

本町においては、該当無し

(4) 特定既存耐震不適格建築物の目標

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物については、平成 22 年時点で 100%の耐震化率であり、今後も適切な維持管理を啓発します。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、平成 22 年時点で 100%の耐震化率であり、今後も適切な維持管理を啓発します。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

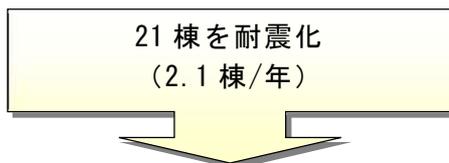
県が定めた1次、2次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、県と連携し、当該建築物所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性について周知を図り、必要に応じて県から指導及び助言を受ける。

本計画に位置づけた町指定緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、鹿児島県建築物耐震改修促進計画を踏まえ、令和12年度までに耐震化率を100%とすることを目標として取り組みます。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標

◇現状(令和7年度) (単位:棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
県指定道路	8	6	2	75%
町指定道路	37	18	19	49%
計	45	24	21	53%



◆目標(令和12年度) (単位:棟)

	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
県指定道路	8	8	0	100%
町指定道路	37	37	0	100%
計	45	45	0	100%

2-4 町有建築物の耐震化の促進

(1) 耐震化の現状

町有建築物の中には、先の特定建築物の規模に満たないものでも避難場所となるなどの重要な建築物があります。

そこで、町有建築物全体の耐震化の現状を整理すると下表の通りです。

町有建築物の耐震化率は85%と推計されます。

表 町有建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

町有建築物 総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率
216	184	32	85%

※耐震性の有無は、耐震診断実施済みの場合はその結果を採用し、未実施の場合は、建築年(S. 56年以前/以降)で判断。

資料：町資料(令和7年11月)

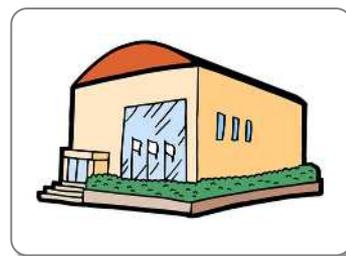
(2) 耐震化の目標

大規模地震時に基幹的な役割を果たし、多くの町民が利用する町有建築物の耐震化を図ることが重要です。

特に、避難場所となる学校や公民館などの耐震化の促進は最も重要であることから、これらの建築物については優先的に耐震化を進めます。

また、地震発生後における火災の発生への対応も特に重要であることから、消防施設についても優先的に耐震化を進めます。

その他の町有建築物についても耐震化を進め、令和17年までに、町有建築物全体で耐震性が不十分な建築物の割合を「概ね解消」とする目標を設定し、これに近づけるように計画的な耐震化を進めます。



第3章 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項

3-1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取組方針

- (1) 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自発的・主体的に取り組むことを基本としながら、本町は所有者等の役割を支援する観点から、県との適切な役割分担により、民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策を展開します。
- (2) 町有建築物については、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校や公民館などの施設を最優先と位置づけ、耐震診断・耐震改修を重点的に促進します。
- (3) 緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物は、大規模地震発生後において円滑な避難や緊急支援物資の輸送等を確保するため、耐震化を重点的に促進します。

3-2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

本町は、町民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について、普及啓発に取り組みながら、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

今後より一層の耐震化を促進していくため、「住宅・建築物耐震改修事業」等の補助制度の整備を検討するとともに、「耐震改修促進税制」及び「地震保険」の活用について町民に普及啓発を図り、耐震診断・耐震改修に対する支援を行います。

3-3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するため、県では木造住宅耐震技術講習会を開催し、技術者を育成・登録するとともに住宅窓口等で登録名簿を県民の閲覧に供しています。そのため、本町では、耐震診断の希望者を募集し、登録されている診断士から適した人材を派遣するなど、木造住宅の円滑で公正な耐震診断の促進を図ります。

また、県と連携して住宅の耐震化促進に取り組むこととし、住宅の所有者等の意識啓発を図るため、耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の整備や適切な情報提供に努めるとともに、支援制度その他必要な施策の実施に努めます。

さらに、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修事業」を活用する場合、県による上乗せ補助の支援があることについても町民へ情報提供を行います。

(2) 耐震診断・耐震改修の必要性についての普及・啓発

本町は、県や業界団体の協力を得て、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会を活用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性についての講習会の開催等により普及啓発を行います。

また、町民に対して県や業界団体のホームページ等を活用した情報入手に関する広報を実施します。

3-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

近年、全国各地で大規模地震が頻発し、それにより建築物の窓ガラス等の落下や外装タイル等の落下、ブロック塀の倒壊等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。

そこで、本町では県と連携し、二次的被害発生防止への対応として必要な施策を講じるよう、以下の施策について啓発活動を展開していきます。

① ブロック塀等の安全確保対策

本町は、県や関係団体と連携し、建築物防災週間等の機会を通じて、地震時に倒壊の危険性がある通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握に努め、所有者等及び設計者・施工者に対し、注意喚起を行い、適切な補強方法による改修・撤去等の安全対策の促進を図るとともに、支援制度その他必要な施策の実施に努めます。

② 窓ガラス等の飛散防止対策

地震発生時に窓ガラスや食器棚等のガラスが破損・飛散することで負傷するなどの人的被害の恐れもあります。

これらの被害を防止するため、ガラスには飛散防止フィルムを貼るなどの飛散防止対策に関する普及啓発を進めます。



③ 天井・窓ガラス・内外壁・給湯設備・屋外広告物等の落下防止対策

熊本地震において、学校の体育館など避難所の天井等の非構造部材が多数被災し、使用不能となりました。そのため、不特定多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物においては、構造部材のほか、天井材、窓ガラス、照明設備、外壁、屋外広告物等の非構造部材についても落下防止対策、給湯設備の転倒防止対策など、施設の所有者及び管理者に注意喚起を行い、必要に応じた普及啓発を図ります。

④ 家具の転倒防止対策

家具の転倒防止のための安全装置の取り付け普及や、地震発生時に備えた家具転倒に関する危険回避の知識の普及を図ります。

⑤ 漏電防止（感震）ブレーカーの普及促進

地震発生時の電気設備・配線の損傷等に伴う通電火災を未然に防止するため、町民に対して漏電防止（感震）ブレーカーの有効性、設置方法、設置時の留意点等に関する情報提供を行い、地震時の二次的被害の発生防止を図るとともに、支援制度その他必要な施策の実施に努めます。

⑥ エレベーター・エスカレーターの安全対策

地震発生時にエレベーターの緊急停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、既設エレベーターの点検、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について、既存エレベーターの所有者等に普及・啓発を進めます。

さらに、エスカレーターの脱落防止対策が適切に実施されるよう、施設の所有者及び管理者に注意喚起等必要な指導を行います。

町民に対し、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法について周知を行います。

⑦ 建築物の敷地の安全対策

建築物の敷地内においては、危険物の転倒・落下（ガスボンベ、石柱、庭石、植木鉢）などに十分注意を払い、被害が生じる可能性のあるものには予防策を講じるようにする必要があります。

そのため、自治会組織等を通して、その知識の普及啓発を進めます。

⑧ 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の防止対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を継続して実施するとともに、その普及啓発を進めます。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等を適正に執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第3条に規定された「がけ地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性を確認します。

⑨ 宅地の耐震化

大規模災害時の宅地被害を軽減・防止するため、大規模盛土造成地の安全把握調査等を実施し、県と連携しながら町民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のための啓発等を行います。

(2) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することが想定されます。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性についての注意喚起を目的に、「危険」(赤紙)、「要注意」(黄紙)、「調査済」(緑紙)の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として重要です。



本町は、大規模地震が発生した場合、町内の判定士に応急危険度判定の実施を要請します。また、町内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県内の応急危険度判定士の派遣を要請し、二次的被害発生を防止します。

3-5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

「鹿児島県地域防災計画」において、「震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク(計画図)」に定められています。

これらの路線とともに、本計画において、南種子町地域防災計画で定められた避難予定場所等と県で定めた緊急輸送道路を結ぶ路線等を町が指定する緊急輸送道路として選定、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、令和12年度までに「住宅・建築物耐震改修事業」等を活用しながら、旧耐震基準で建築された緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を促進します。

また、地震発生時に通行を確保すべき道路の機能を十分に確保するため、沿道の耐震化促進と併せて不燃化促進等を図るよう啓発に努めます。



第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

4-1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

(1) 鹿児島県

県は、平成25年度に実施した地震等災害被害予測調査で、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定し、各想定地震の地震動そして人的被害や建物被害等について予測し、その結果を公表しています。

(2) 南種子町

本町は、地域住民の地震防災に対する意識啓発と避難情報の提供を目的に、地震による揺れやすさや危険性の程度、避難場所や緊急輸送道路等を表示した地震防災マップを作成し町民へ公表します。



資料：南種子町地震防災マップ

4-2 相談体制の整備・積極的な情報提供

本町及び県は、耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置し、建築関係団体、耐震改修支援センター及び(公財)鹿児島県住宅・建築総合センターなどの専門家と連携して、町民からの幅広い相談に対応できる体制づくりと情報提供に努めます。

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供については、以下の窓口で対応しています。また、新聞、広報紙、ホームページ等を活用し、耐震診断・改修に関する普及啓発を行っていきます。

表 相談窓口と対応内容

区分	相談窓口	対応内容
町	南種子町役場 建設課	技術的な相談・耐震診断・耐震改修等に係る情報の提供等 ・各種支援制度 ・耐震診断、耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 等
県	鹿児島県庁 土木部 建築課 熊毛支庁 建設部 建設課	
建築関係団体	(一社)鹿児島県建築士事務所協会 (一社)鹿児島県建築協会 (公財)鹿児島県住宅・建築総合センター	

4-3 町民への啓発及び情報提供

(1) パンフレット等の作成とその活用

本町は、建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策に関する意識啓発を図ることを目的に、町独自のパンフレットの作成及び配布を行い、今後も町民に対する情報提供を継続的に実施します。

また、建築物防災週間や住宅月間などにおいて情報提供を行うなど、町民意識の啓発を進めます。



資料：南種子町防災ハンドブック

(2) 町ホームページ・広報紙での広報活動

本町は、町ホームページや広報『みなみたね』において、耐震診断・耐震改修についての広報活動を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を進めます。



資料：南種子町ホームページ、広報誌

(3) 班回覧による普及啓発

本町は、班回覧にあわせて、耐震診断・耐震改修及び地震時の対応などについての普及啓発資料を配付するなどにより、地震に対する安全性の向上に関して、町民の理解を深めるよう普及啓発活動を進めます。

(4) 出前講座等の実施

本町は、町民や建築物所有者等に対して、地震時の対応について正しい知識を身につけて頂く為に、各種出前講座等の場を活用して普及啓発活動を進めます。

(5) 防災訓練と連携した取り組み

本町は、「南種子町地域防災計画」の定めに基づき行われる防災訓練等の機会を活用し、耐震化促進に関する各種対策をPRし、地震時の安全対策についての町民の理解を深める活動を進めます。



(6) 福祉と連携した取り組み

高齢者や障害者等のいる世帯については、耐震改修工事を装った悪質業者による詐欺などの犯罪を防止するため、老人会、自治会などの組織を通じて必要な情報提供するなどの活動も進めます。

4-4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策

所有者等が、省エネ改修やバリアフリー改修のほか一般的なリフォームに併せて耐震改修に取り組むことができるよう、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのリフォーム支援ネット等関係団体との連携により、リフォームにあわせた耐震改修を実施できる仕組みづくりを行います。

また、本町は、リフォームに関する専門的な相談、情報提供にも対応できるよう取り組みます。

4-5 自治会等との連携に関する事項

本町は、自治会や自主防災組織等と連携することで「地区防災計画」の策定等を促進するとともに、幅広く町民に対し、建物の耐震化のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修・撤去及び家具の転倒防止等の様々な地震防災対策の必要性について普及啓発を進めます。



資料：県作成パンフレット
出典：鹿児島県ホームページ

4-6 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用に関する事項

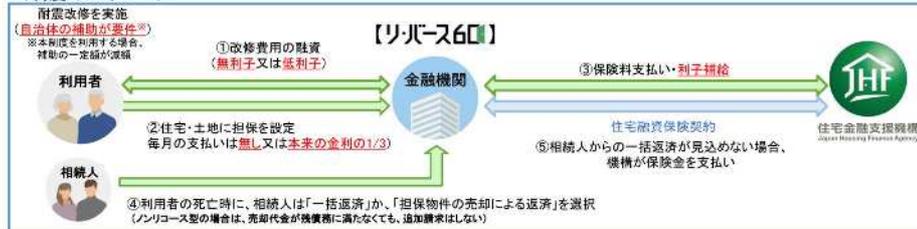
本町及び県は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めます。

高齢者向け耐震改修融資(リバースモーゲージ型)の無利子化・低利子化 新規 国土交通省

高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リバース60」^{※1}を活用した耐震改修融資について、金融機関^{※2}への利子補給を実施することにより、利用者に対して無利子又は低利子で提供する^{※3}。

- ※1 住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する、高齢者を対象とした住宅ローン。毎月の支払いは利息のみとし、元金は利用者の死亡時に一括返済(担保物件の売却代金など)。
- ※2 「リバース60」の取扱金融機関のうち、本制度の適用を受けた商品を提供する金融機関。
- ※3 申込年齢等に応じて、無利子化又は低利子化(本来の金利の1/3)。制度の対象となるローン商品において、利子補給を行う金利の上限有り。

<制度のスキーム>



<利子減額幅のイメージ> ※取扱金融機関によって、実際のローン商品において適用される減額パターンは異なる。



出典：国土交通省ホームページ

高齢者向け耐震改修融資(リバースモーゲージ型)の無利子化・低利子化

4-7 木造住宅の耐震性能検証法に関する事項

本町、県及び関係団体は、昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅の所有者等に対して、耐震性能検証の実施に努めるよう啓発に努めます。

新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法について 国土交通省

- 「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」の報告では、新耐震基準導入以降の木造住宅のうち、接合部の仕様などが定性的に規定されていた平成12年以前の在来軸組構法の住宅[※]については、被害の抑制に向けた取組みが必要とされた。
- そのため、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅について、平成12年以前のものを中心に、リフォーム等の機会をとらえ、耐震性能を検証する方法を、耐震改修促進法に基づく耐震改修支援センター(一財)日本建築防災協会)において検討した。

※ 在来軸組構法以外の枠組壁工法、木質系工業化住宅については、当初より告示又は大臣認定において詳細な技術基準を適用。

- 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法として、「所有者等による検証」と、これにより判断ができなかった場合に実施する、「専門家による効率的な検証」(一般診断法に準じた方法)を作成。

- ・新耐震基準(昭和56年6月~)の木造住宅のうち、以下に該当するものが対象。
 - ① 在来軸組構法(基礎がコンクリート造のもの) ※柱、はり、筋かい等を用いた一般的な構法
 - ② 昭和56年6月~平成12年5月に建築
 - ③ 平家建て又は2階建て

- 「所有者等による検証」は、所有者やリフォーム業者など、耐震診断の専門家でなくとも検証可能なチェック項目を用いて耐震性能を確認する方法。

- 「専門家による効率的な検証」は、「所有者等による検証」で「耐震性あり」と判定されなかったものを対象に、耐震診断の専門家が、現地調査を行わずに図面や写真を活用し、従来の耐震診断方法(一般診断法)に準じて耐震性能を確認する方法。

- 今後、国土交通省と耐震改修支援センターが協力して、新耐震基準の木造住宅に係る耐震性能検証法について、地方公共団体、建築関係団体等を通じて所有者、リフォーム業者、設計者等に幅広く周知するとともに、耐震診断の専門家等を対象とする講習会を実施。

出典：国土交通省ホームページ

新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法について

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

5-1 鹿児島県との連携

建築物の耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており、本町内における指導等は鹿児島県が行うこととなります。

本町では、町内特定既存耐震不適合建築物の情報提供など、県と連携・協力して耐震化を進めます。

5-2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

建築・住宅行政連絡協議会、建築物安全安心推進協議会、関係団体等と連携して、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を進めます。

5-3 計画の検証

近年、社会経済情勢は急激に変化しており、耐震化の進捗が目標と整合しないことが想定されます。また、公共建築物については、現在の公共施設配置の見直しが進むこと等が想定されます。

このため、本計画は、原則5年目に検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

参 考 资 料

■南種子町地域防災計画における避難所等

①避難所・避難経路（町地域防災計画資料編）

地区	避難所区分	施設名	収容人数(人)	避難経路	
				国・県道	町道
平山	1次	平山地区公民館	160	西之表南種子線	長谷平山線，西之町浜田線，仲之町広田線，西之町広田線
	2次	平山小学校	260		
荃永	1次	荃永地区公民館	130	西之表南種子線 荃永上中線	荃永上里線，平梨線，宇都浦線
	2次	荃南小学校	350		
下中	1次	下中地区公民館	60	西之表南種子線	川内下中線，大曲郡原線，夏田郡原戦，上中下中線，花峰大曲線，栗屋田8号線
	2次	花峰小学校	240		
西之	1次	西之地区公民館	170	西之表南種子線	上中西之線，田代砂坂線，野大野官造牧線，平野野尻線，平野下西目港線，平野木原線，平野田尻線，平野門倉線
	2次	西野小学校	260		
西海	1次	西海地区公民館	120	西之表南種子線	上中杭風線，野大野下立石線，大中峯線，牛野一里塚線，上中大川線
	2次	大川小学校	190		
島間	1次	南種子町自然の家	370	国道58号線 野間島間港線 西之表南種子線	長谷島間線，長谷小平山線，上方大久保線，上方小平山線，島間港野久尾線，大字都島間線（農道）
	2次	島間小学校	290		
	2次	仲之町公民館	100		
長谷	1次	長谷地区公民館	90	国道58号線	長谷平山線，長谷島間線，赤石長谷野線，大字都摺久保線
	2次	長谷小学校	240		
	福祉避難所	特別養護老人ホーム芙蓉苑	19	国道58号線	長谷平山線
	福祉避難所	特別養護老人ホーム長谷の里	3		
	福祉避難所	グループホームあじさい	4		
上中	1次	南種子町福祉センター(いきがい活動室)	50	国道58号線 荃永上中線	上中下中線，上中西之線，上野共栄線，上野山崎線，役場本町線，役場御開線，堂中野線，川内下中線
	1次	南種子町役場	48		
	2次	あおぞら広場	1,230		
	2次	南種子町トレーニングセンター	900		
	2次	南種子町中央公民館	320		
	2次	中平小学校	220		
	2次	南種子中学校	490		
	2次	南種子町河内温泉センター	110		
2次	公立種子島病院	146			

②救援物資等集積場所（町地域防災計画資料編）

名称	面積
農業者トレーニングセンター	1,821 m ²
中平小学校体育館	617 m ²
南種子中学校体育館	1,182 m ²
南種子町備蓄倉庫	24.5 m ²

③ヘリコプター緊急時離着陸場予定地（町地域防災計画資料編）

名称	面積	その他
緊急ヘリポート	8,568 m ²	照明あり
前之峯陸上競技場	23,485 m ²	照明あり